

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（時効） 第九条 この法律による補償のうち次の各号に掲げるものを受ける権利は、これを行使することができる時から当該各号に定める期間行使しないときは、時効により消滅する。 一 療養補償、休業補償、介護補償及び葬祭補償 二年（これらの補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第三条第一号、第二号、第五号又は第七号に規定する補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものであるときは、五年） 二 障害補償及び遺族補償 五年	（時効） 第九条 この法律による補償を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間（障害補償及び遺族補償については、五年間）行使しないときは、時効により消滅する。 （新設） （新設）